

2011年8月1日

独立行政法人 国際協力機構
理事 粗 信仁 殿

環境社会配慮助言委員会
委員長 村山 武彦

諮問（平成23年6月17日付 JICA(ER)第6-17001号）に対する答申について

JICA 環境社会配慮ガイドライン（2004年4月制定）2.4の規則及び環境社会配慮助言委員会設置要項第9項に則り、諮問「ヨルダン国ヨルダン渓谷道路開発計画調査」にかかる環境社会配慮における最終報告書案について、別紙のとおり答申いたします。

コメントの種対に応じて、答申内容を協力事業に反映するよう、お取り計らい下さい。

ヨルダン ヨルダン渓谷道路開発計画調査
(開発調査型技術協力)
最終報告書案に対する答申

答申案検討の経緯

ワーキンググループ会合

- ・日時：2011年7月11日(月) 14:00～16:48
- ・場所：JICA 本部 (会議室：1階 112会議室)
- ・ワーキンググループ委員：石田委員、高橋委員、谷本委員、長谷川委員、原嶋委員、松下委員
- ・議題：ヨルダン国「ヨルダン渓谷道路開発計画調査」に係る最終報告書案についての答申案作成
- ・配付資料：
 - 1) ドラフト・ファイナル・レポート
 - 2) スコーピングに係る答申への対応結果
 - 3) 修正版地図 (Birds Migration Routes, Natural Reserves and IBAs along the Project Area)
 - 4) 遺跡試掘調査のサイト名、位置、道路からの距離
- ・適用ガイドライン：国際協力機構環境社会配慮ガイドライン(2004年4月)
(助言委員会設置要項第9項に基づき、助言委員会が審査会に代わり報告を受ける)

全体会合(第15回委員会)

- ・日時：2011年8月1日(月) 14:30～18:17
- ・場所：JICA 本部 (会議室：2階 229会議室)

上記の会合にて答申を確定した。

答申

代替案について

1. (DF/R¹ p.5-67～p.5-69、Fig.5.8.1, Tab.5.8.1) 代替案分析では、両図表にある評価項目ごとの Weight や Point の配点が評価結果を大きく左右するため、それら配点の根拠を丁寧に記述・説明すること。
2. (答申への対応結果 No.11) カフラインダム湿地を通過するルートは、「現状から改変しない区間」(改良を必要としない区間)とするとのことであるが、拡幅しない理由を明確にすること。

¹ DF/R：ドラフト・ファイナル・レポート

動植物について

3. 供用開始後の動植物又は保護区への影響として、ベトウィンによるラクダ、羊、牛など大型家畜の横断の問題に言及すること。
4. (DF/R p.5-54) 供用後の通過車両増加による大気汚染(排気ガス)、騒音などによる影響は限定された地域だけであり、渡り鳥等への影響はないと判断されているが、影響が限定的な地域である根拠を明確にすること。

地球温暖化について

5. (スコーピングに係る答申への対応結果 No.7) ここでの CO₂ 排出量の推計は道路ネットワーク全体を捉え、一定の前提を置くと渋滞緩和効果等により、2030 年時点において事業がなかった場合と比べ温室効果ガス削減の可能性がある、との趣旨を明確にすること。
6. (DF/R p.5-76, Table 5.7.6) これらの CO₂ 排出量の数字の算定根拠をわかりやすく明示すること。また、それに関連した交通量を示す指標として用いられた PCU について、その定義や内容、算定根拠も注記すること。

文化遺産について

7. 事業対象道路周辺の考古学的遺跡について確認し、本事業によるそれらの遺跡に対する騒音、振動、ダスト、排ガスによる影響、影響がある場合の緩和策、供用開始後のモニタリングについて検討する必要がある。本調査で史跡の試掘をやり残した理由、EIA 手続き上の必要性・正当性、環境許可取得への影響、今後の対応について、報告書に記載すること。

影響評価、緩和策のまとめ方について

8. (DF/R p.5-48~p.5-66, 5.7 ENVIRONMENTAL IMPACTS) 各環境項目に対する施工時・供用時に予測される影響の度合いや、初期のスコーピング段階予測と本格 EIA 予測との違い(例えば大気汚染や振動、「スコーピング案に係る答申への対応結果」p.1 の No.8 答申への対応結果)、これら予測を踏まえた評価結果などを、Table 5.4.1 のように分かりやすい情報として整理すること。
9. (DF/R, p.5-69~p.5-80, 5.9 ENVIRONMENTAL MANAGEMENT PLAN) Monitoring Plan (5.9.4)に比べ、Mitigation Measures(5.9.1~5.9.3)は総花的に対策が列記されているだけで悪影響の防止・軽減への計画性や効果が分かりにくい。対策間でのメリハリや関係性を整理し(特に動植物、大気汚染、水質汚濁、騒音・振動など)、各対策の概算経費も記載した Table 5.9.1 のような表を提示すること。
10. Ecological Monitoring and Management Plan (EMMP) (DF/R p.5-73) の実施体制と “special maintenance program” (DF/R p.5-73) および Construction Environmental Management Plan (CEMP) (p.5-86) の実施協力体制、およびそれぞれの計画の関係などについて、わかりやすく記載すること。

用地取得・住民移転について

11. Egyptian worker は、JICA のガイドラインでいう「非正規住民」として補償の対象となるのか、その解釈を明らかにすること。
12. (DF/R p5-131~132, Table 5.11.5) 「6. loss of income and work days due to displacement」で、squatter と encroachers について具体的に言及すること。

住民協議について

13. (DF/R p5-93, Table 5.10.2) Identification of Stakeholders Group には、住民もカテゴリーとして記載すること。
14. 賃金労働者に占める女性の割合が 16%とのことであるが、ステークホルダー協議（第 1 回、第 2 回）における女性参加者の割合はその数字よりも更に低いことに留意し、協議を記述した章では以下の分析ならびに記述を追加的におこなうこと。
 - 1) それぞれの協議において女性からの意見を注意深く拾い上げ明記すること。
 - 2) 調査団が 6 箇所で行ったフォーカス・グループ・ディスカッションの詳細（日時、場所、参加者数、属性、出された意見）を詳述すること。

以上